

あま市宅配ボックス設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅配ボックスの普及を促し、再配達に係る配達事業者負担の低減及び脱炭素化の推進を図るため、宅配ボックスを購入し、設置した者に対して行うあま市宅配ボックス設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、あま市補助金等交付規則（平成22年あま市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助対象となる宅配ボックスは、郵便ポストと異なり、不在時に宅配された荷物を受け取れるように、住宅（共同住宅を除く。以下同じ。）の外に設置した鍵付きの収納庫であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐久性及び防水性があり、宅配物を安全に保管ができるもの
- (2) 盗難防止のため、容易に動かすことができないように対策がなされているもの
- (3) 未使用の新品であるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ現に居住している者
- (2) 申請日の属する年度に宅配ボックスを購入し、かつ、自ら居住する住宅敷地内に設置した者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、宅配ボックスの購入及び設置（事業者に依頼した場合に限る。）に係る費用（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

(補助金額等)

第5条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、1万円を上限とする。

3 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 補助金の交付は、1世帯につき1台を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宅配ボックスを購入し、設置した日の属する年度内にあま市宅配ボックス設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に

提出しなければならない。

- (1) 宅配ボックスの設置場所及び設置状態を確認できるカラー写真
 - (2) 補助対象経費の支払を確認できるものの写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、あま市宅配ボックス設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）又はあま市宅配ボックス設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、あま市宅配ボックス設置費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付に関し偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、あま市宅配ボックス設置費補助金返還請求書（様式第5号）に取消しの理由を記載し、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(調査又は指導)

第11条 市長は、必要と認めるときは宅配ボックスの設置及び管理の状況について調査し、又は指導することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。